

試験研究用等原子炉施設の新検査制度試運用
フェーズ3（第3四半期）の振り返り

令和元年12月20日
日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所
保安管理部

第3四半期に実施された試運用においては、前期から引き続き、新検査制度における検査の観点、必要とされる情報について、認識を深めることができました。今回の試運用を通じての事業者からの意見は以下のとおりです。

1. JRR-3原子炉施設は、現在耐震補強工事を実施しており、運転のための点検や検査を実施しているのではなく、施設・設備の機能維持のみを行っている状況となっています。このような状況を考えると、原子炉の運転が施設の改造工事等により長期間停止するような場合には、その停止期間中において「運転管理」検査ガイドの適用は適用外とするか、又は検査の頻度を下げる等といった運用を要望します。
2. FCA原子炉施設は、現在、廃止措置を前提とした長期停止中であり、施設の安全上着目すべき点は、運転ではなく、燃料管理や、作業安全管理に移っています。このような原子炉施設を検査するに当たっては、「運転管理」検査ガイドではなく、「燃料体管理」や「作業管理」検査ガイド等を用いる運用を主として、検査ガイド毎の着眼点を明確化し、効率的、かつ、効果的な運用を要望します。
3. 廃止措置中である原子炉施設にあっては、その進捗に応じ検査において確認すべき事項は変わってきますが、運転状態にはないため、適用する検査ガイドとして「運転管理」検査ガイドの適用は適切ではないと考えます。基本的には「作業管理」検査ガイドを適用する運用を主として、「緊急時の準備と保全」検査ガイド等を適用するといった運用を要望します。
4. 原子炉施設に対する規制の下で実施している原子力科学研究所の廃棄物処理場における放射性廃棄物の処理については、「施設・設備の運転」というよりも「処理作業」と考えるのが適切と考えることから、「運転管理」検査ガイドではなく「作業管理」検査ガイドの適用を要望します。

以上